

特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)

(2)

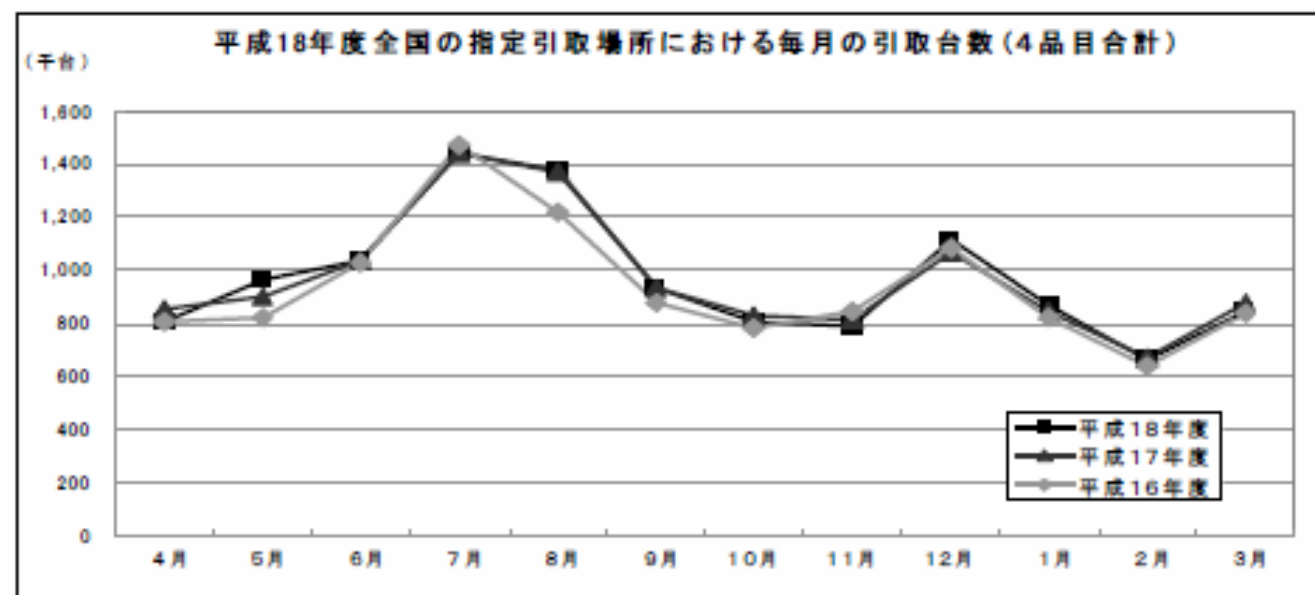
家電リサイクル法施行状況 (全国の指定引取場所における引取台数)

全国の指定引取場所における引取台数(4品目合計)

(単位:千台)

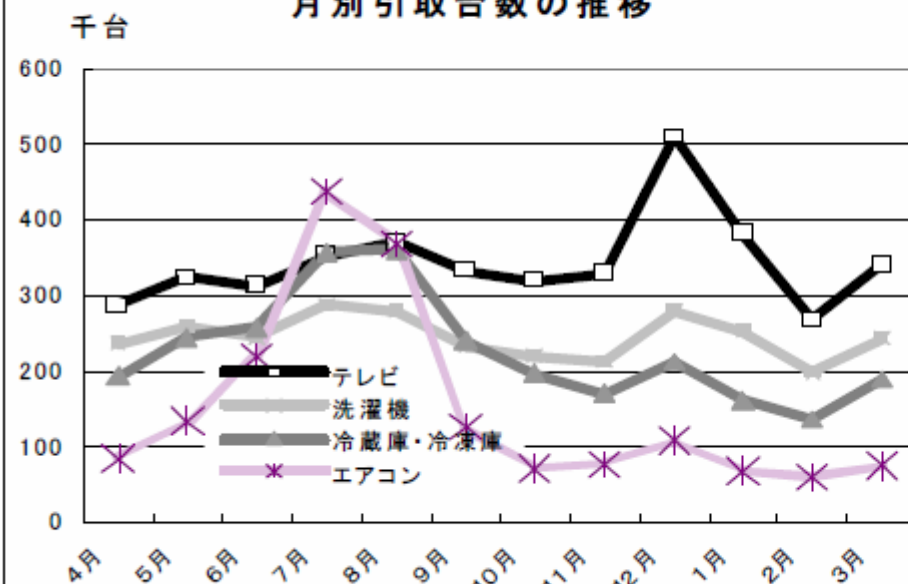
	平成16年度	平成17年度	平成18年度				
	4品目合計	4品目合計	4品目合計	エアコン	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機
4月	807	856	802	84	288	193	237
5月	823	900	961	134	324	244	259
6月	1,030	1,037	1,034	220	313	258	244
7月	1,468	1,438	1,436	438	352	358	288
8月	1,217	1,366	1,377	368	370	361	279
9月	878	928	932	126	333	240	233
10月	784	825	806	71	319	197	220
11月	842	810	788	77	329	170	212
12月	1,079	1,069	1,111	108	511	212	280
1月	819	847	865	68	382	162	253
2月	637	668	659	60	267	136	198
3月	834	876	846	75	340	189	243
合計	11,216	11,620	11,616	1,829	4,128	2,717	2,943

※いずれも暫定集計値で今後修正があり得る。
 四捨五入の関係で合計値が異なる場合がある。

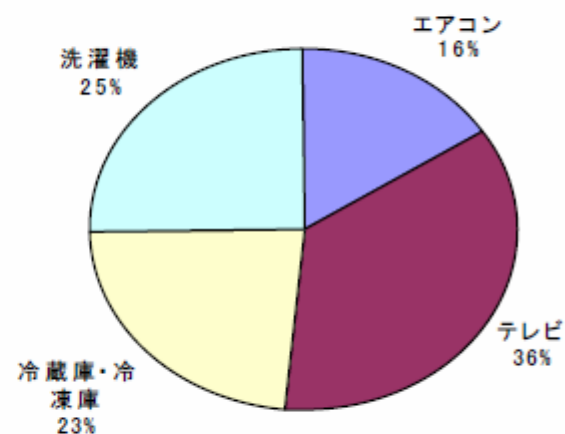


平成18年度全国の指定引取場所における引取台数(品目別)

月別引取台数の推移



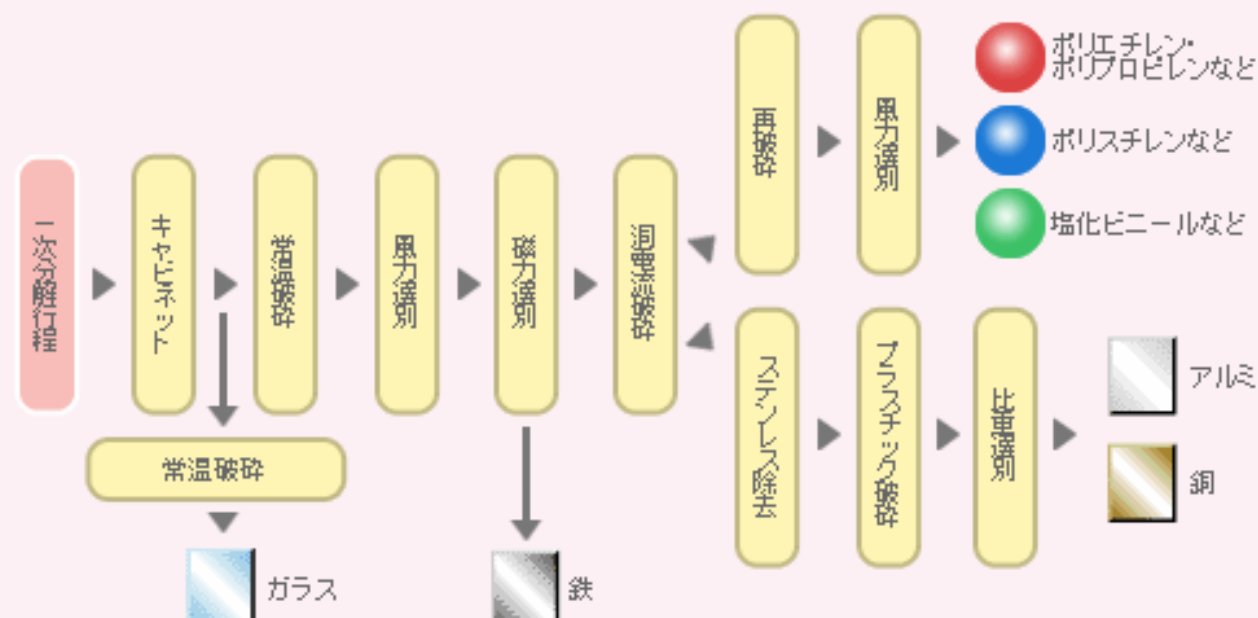
品目別の割合



リサイクルは家電メーカー等が行っています。

家電メーカー等は家電小売店から引き取った家電製品をリサイクルします。リサイクルするときにはエアコンや冷蔵庫に含まれる冷媒フロン（オゾン層を破壊したり、地球温暖化をもたらすガスです。）を併せて回収し、破壊します。

処理情報の事例（常温破碎行程）



リサイクル料金例

●エアコン	¥3,675
●テレビ	¥2,835
●冷蔵庫	¥4,830
●洗濯機	¥2,520

資源としてのリサイクル



リサイクル率

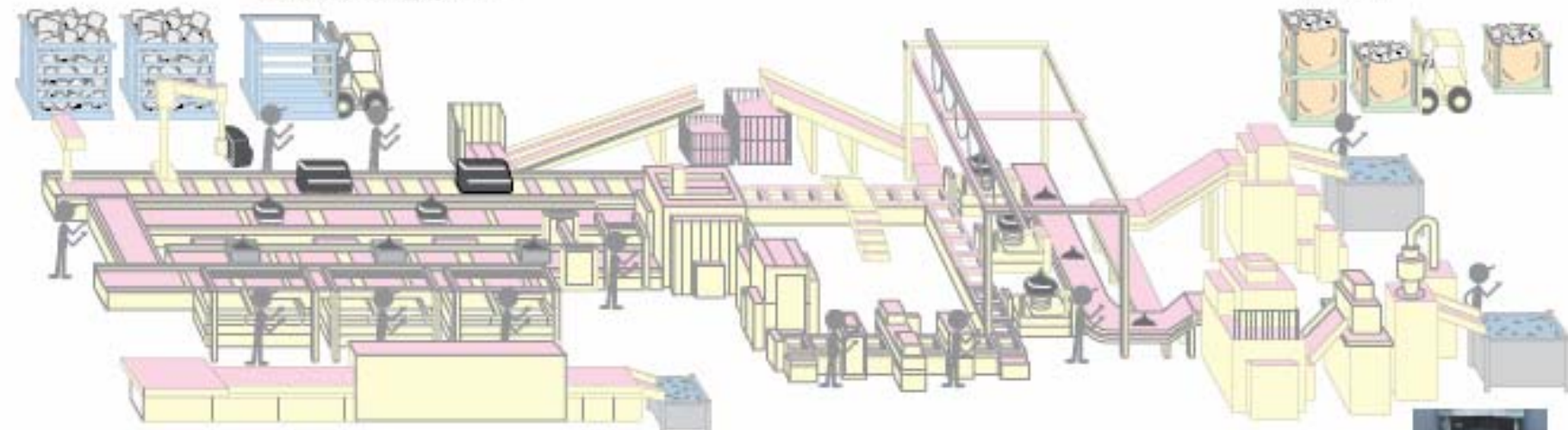
●エアコン	60%以上
●テレビ	55%以上
●冷蔵庫・冷凍庫	50%以上
●洗濯機	50%以上

製造業者等（家電メーカー等）によるリサイクル

製造業者等は小売業者から引き取った廃家電4品目をリサイクルします。リサイクルするときにはエアコンや冷蔵庫・冷凍庫に含まれる冷媒フロン（オゾン層を破壊したり、地球温暖化をもたらすガスです）・冷蔵庫・冷凍庫に含まれる断熱材フロンを併せて回収し、破壊します。

リサイクルプラントにおける処理例（テレビの場合）

製造業者等が再商品化等（リサイクル）を実施する場所です。製造業者等によって、全国に46ヶ所の処理拠点が設けられています（平成17年6月現在）。これらのプラントにおいては約2,300人の人々が働いています。リサイクルプラントでは、解体工程の一部を手間のかかる手作業で行っています。



●外装品の取り出し
リフトアップ機によって部品を取り出します。
電子部や基板などの部品が取り出され、分別された後、廃材の処理工程に搬送されます。



●チャビネットの取り出し
チャビネット（筐体）を取り出し、プラウン管が回収されます。



●チャビネットの取り出し
取り出したチャビネットを解体し、部品を回収します。



●プラウン管の解体
前面のガラスとバックライトのガラスを取り出し、バックライトのガラスを解体し、バックライトのガラスを回収します。



●プラウン管の解体
バックライトのガラスとバックライトのガラスを取り出し、バックライトのガラスを解体し、バックライトのガラスを回収します。



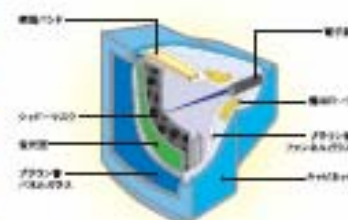
●ガラスの処理
ガラスは専用の機械で処理されます。



●ガラスの処理
ガラスは専用の機械で処理されます。



●テレビを構成する代表的部品



●プラウン管の処理
プラウン管は専用の機械で処理されます。